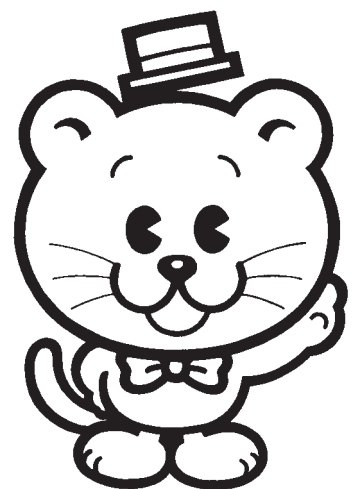


4月8日(日)は

千葉県議会議員選挙の投票日です

くつくろうよ みんなのくらしを 選挙からく

4月8日(日)は、千葉県議会議員選挙の投票日です。この選挙は、皆さんが県政に参加する大切な機会です。明るく住みよいまちづくりに皆さんが意思を反映させるため、棄権しないで必ず投票しましょう。



選挙の日程

<投票>

4月8日(日) 午前7時から午後8時まで
市内の各投票所

<開票>

4月8日(日) 午後9時10分から
総合体育館



投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の2つの要件を満たしている方です。

- ①昭和62年4月9日以前に生まれた方
- ②生まれてからずっと旭市に住んでいるか、昨年の12月29日

までに旭市に転入の届け出をして、選挙期日まで引き続いて旭市に住んでいる方
※旭市の選挙人名簿に登録されている方で昨年の12月8日以降に県内の他の市町村に転出した方(1回に限る)も、市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」があれば、旭市で投票することができます。

投票所の入場券は

投票所の入場券は、はがきでお届けします。1枚のはがきに4人分の入場券が印刷してありますので、ご自分の入場券を切り離して投票所へお持ちください。

あなたの投票所は

なお、紛失した場合や届かなかった場合でも「選挙人名簿に登録されている方」であれば投票できますので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所は、別表のとおりです。

入場券に書かれた投票所を確かめてお出かけください。他の投票所では投票できません。

また、3月28日(水)以降に市内転居された方は、もとの住所の投票所で投票していただきます。

なお、第22投票所「旧旭市立海上中学校特別教室」は、前回の投票場所と変わりありませんので同じ場所でも投票できます。

選挙公報は

新聞折り込みで

候補者の氏名、経歴、政見、

公営ポスター掲示場

写真などを掲載した選挙公報を、4月4日(水)に新聞折り込みで皆さんの家庭に配布する予定です。また、新聞を購読していないご家庭には、郵便でお届けします。

選挙管理委員会では、公営ポスター掲示場を市内250か所に設置します。候補者のポスターは、すべてこの掲示場の指定された区画に貼付することになり、掲示場以外の場所には一切掲示できません。

投票所に行けない方は

期日前投票・

不在者投票を

投票日当日に冠婚葬祭等の予定がある方、また、会社の出張

投 票 所 一 覧

地域	投票区	投 票 所	お 住 ま い の 区 域
旭	1	旭市立中央小学校体育館	街道、瀬道、十日市場岡、西足洗岡
	2	旭市商工会館	塚前、田町、仲町、新町、新田、東町
	3	旭市保健センター	宿天神、袋
	4	旭市立干潟小学校体育館	干潟、川口二区、八軒町、神西、干潟南
	5	旭市立矢指小学校体育館	椎名内岡、東足洗、野中、西足洗岡、足川岡
	6	足川浜区集会所	十日市場浜、椎名内東町、椎名内仲町、椎名内西町、西足洗浜、足川浜
	7	旭市立富浦小学校体育館	仁玉岡、中谷里岡、神宮寺岡
	8	中谷里浜青年館	仁玉浜、中谷里浜、川向
	9	旭市立豊畑小学校体育館	井戸野上通り、井戸野中通り、井戸野下通り、川口、泉川、大塚原、駒込岡
	10	井戸野浜集会所	神宮寺浜、井戸野浜、駒込浜
	11	旭市立共和小学校体育館	新町上町、新町仲町、新町下一、新町下二、小川、溜下
	12	元締区コミュニティセンター	小川、元締、宮本、谷町場
	13	旭市立琴田小学校体育館	東琴田、中琴田、江ヶ崎、江ヶ崎西町
	14	やすらぎの家	西琴田
	15	旭中央病院東体育館	網戸、西足洗岡
	16	旭市青年の家体育館	新川、馬場若衆内
海上	17	見広農村協同館	見広、大間手
	18	倉橋やすらぎの家体育館	倉橋
	19	蛇園区民館	蛇園
	20	旭市立滝郷小学校体育館	清滝、幾世
	21	岩井青年館	松ヶ谷、岩井
	22	旧旭市立海上中学校特別教室	広原東、広原仲、広原南、広原西
	23	旭市立嚶鳴小学校体育館	後草、高生、琴田、沖、高見台団地
飯岡	24	永井岡区民館	上永井、南町、永井岡、東町、西上町、西下町、横根東浜、本町
	25	旭市立飯岡小学校体育館	川端町、小網町、広網町、大崎町、並木町、飯岡
	26	平松浜区民館	八軒町、行内、平松岡、平松浜
	27	飯岡保健センター	横根岡、横根西浜、萩園、双葉町
	28	旭市立三川小学校体育館	曾根、下宿、浜
	29	目那区民館	目那、犬林、上宿、後、県営飯岡団地
	30	塙農村協同館	塙東町、塙西町、塙新町
干潟	31	萬歳地区多目的研修センター	東1、東2、東3、東7
	32	関戸ふれあいセンター	東4、東5、東6
	33	旭市干潟支所	中1、中2、中7、中8、中9、中10、中11、中12、中13
	34	ふれあいセンター	中3、中4上、中4下、中5、中6
	35	農村環境改善センター	西1～西12
	36	コミュニティセンター	西13～西18

や自営業などで仕事がある方、あるいはレジャー等の私用で投票所に行くことができない方は、期日前投票または不在者投票ができます。

〈期間〉

3月31日(土)～4月7日(土)

〈時間〉

午前8時30分から午後8時まで

〈場所〉

旭市役所、海上支所、飯岡支所、干潟支所

郵便による不在者投票など

身体に重度の障害がある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳等の交付を受け、一定の障害を有する方)、あるいは介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便で投票できる不在者投票の制度があります。
また、遠隔地に滞在中の方などが投票できる制度もあります。これらの制度を利用したい方は、早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

〈選挙の問い合わせ先〉

選挙管理委員会(総務課内)

☎ 62-5310